

自宅から

マイナンバーカードで確定申告ができます!!



相談会場で長時間待つ必要がありません。
データを保存すると来年に利用できます。

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

動画で確認

国税庁動画
チャンネル国税庁HPへ
アクセス確定申告書等
作成コーナー

申告書を作成

画面の案内に従って、収入金額や控除金額を入力

マイナンバーカードで送信

キャッシュレス
で納付

振替納税

Pay払い

<申告会場>

行橋税務署 別館
行橋市門脇町1番1号

<開設期間>

2月16日（月）～3月16日（月）

※ 土曜日、日曜日及び祝日は休みです。

※ 開設期間初めは大変混み合うことがあります。

※ 不動産の売却・贈与税について申告相談を希望される方は、
2月18日から3月13日の火曜日から金曜日にお越しください
(本期間以外は、不動産の売却・贈与税の担当者が申告会場
での相談に従事しておりません。)

<受付時間>

8時30分～16時

※ 相談は9時から開始します。

会場への入場には『入場整理券』が必要です！

国税庁公式LINE



国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると、日時指定の入場整理券を事前発行することができます。

※ LINEでは来場希望日の14日前から申込可能です。
※ 会場でも当日分の入場整理券を配付していますが、
配付状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

スマートフォンをお持ちの方には、原則、ご自身のスマートフォンにより確定申告書を作成していただきます。

- マイナンバーカードをお持ちの方は、『マイナンバーカード』及び『マイナンバーカードの暗証番号（利用者証明用：数字4桁、署名用：英数字6～16桁）』が必要です。
- ※ 事前に暗証番号及び有効期限のご確認をお願いします。

ご注意

特に忘れが
多い書類の例

- ☑ 給与所得・公的年金の源泉徴収票
→ 月々の給与明細書や年金振込通知書ではありません。
- ☑ ワンストップ特例制度を申請したふるさと納税の受領証明書
→ 確定申告をする場合は、ワンストップ特例制度の適用が無効となります。
- ☑ 扶養者のマイナンバー
→ 申告者本人に限らず、扶養者のマイナンバーの入力が必要となります。